

# 水道用次亜塩素酸ナトリウム(ローリー搬入)仕様書

## 1. 適用

本仕様書は、弘前市上下水道事業弘前市長（以下「発注者」という。）が水処理に使用する水道用次亜塩素酸ナトリウム(ローリー搬入)の仕様について定めるものであり、供給者（以下「受注者」という。）は契約書に定めるもののほか、本仕様書に従い、これを履行しなければならない。

## 2. 規格及び品質

- (1) 適用規格は、日本水道協会の規格品『JWWA K120：2008-2』で品質が一級の製品I又は同等以上とする。
- (2) 薬品の品質は、次表のとおりとする。

項目	単位	規定
外 観	-	淡黄色の透明な液体
有効塩素	%	12.0 以上
遊離アルカリ	%	2.0 以下
塩化ナトリウム	%	4.0 以下
比重(20℃)	-	1.16以下
臭素酸	-	50mg/kg以下
塩素酸	-	4000mg/kg以下

## 3. 試験成績書等の提出

- (1) 契約締結後速やかに、納入する薬品が「水道施設の技術的基準を定める省令」別表第1に掲げる項目について、適合することを証明する公的機関又はそれに準じる機関の分析結果書を提出すること。また、最大注入率は、100mg/Lとする。  
なお、日本水道協会等の認証機関による品質認証を受けた薬品については、ガイドラインに基づく試験を省略することができる。ただし、その際には認証を受けたことを証明する書類等を提出すること。
- (2) 薬品納入の都度、数量・品質について計量証明書・試験成績書を提出すること。
- (3) 原材料・製造工程の変更時及び発注者が必要と認めたときは、あらためて(1)を行うこと。
- (4) 納入の第1回目には、100mL程度のサンプルを別容器にて提出すること。

## 4. 納入方法

水道用次亜塩素酸ナトリウム(ローリー搬入)は専用の貯槽タンクに圧送方式により搬入すること。その際は、事故等のないように留意して実施すること。

## 5. 納 期

受注者は、発注者より納入日時・数量の指示を受け、その指示に基づいて水道用次亜塩素酸ナトリウム(ローリー搬入)を納入しなければならない。

## 6. 納入場所及び貯蔵量

- (1) 樋の口浄水場 : 弘前市大字樋の口町272の3 タンク(10m<sup>3</sup>) × 2基
- (2) 弥生送水ポンプ場 : 弘前市大字百沢字東岩木山2979の1 タンク(1m<sup>3</sup>) × 1基

## 7. 1回あたりの納入量及び年間予定納入量

- (1) 樋の口浄水場 : 1回当たり 10,000kg 年間予定 12回/年(120,000kg/年)
- (2) 弥生送水ポンプ場 : 1回当たり 1,000kg 年間予定 6回/年(6,000kg/年)

## 8. 補足

- (1) 長期の休み(ゴールデンウィーク、お盆、正月等)前には、上記の1回あたりの納入量に達しない場合がある。また、年間予定納入量は設備稼働状況により変動するため、下回る場合がある。
- (2) 水処理用薬品の納入にあたっては、通常時はもとより災害・事故などの緊急時にも即刻対応可能な供給体制を整えること。
- (3) 本仕様書に疑義がある場合、またはこの仕様書に定めのない事項で必要なものについては、協議の上定めるものとする。